

滋賀県立社会体育施設ネーミングライツパートナーの募集について

1 目的

県立社会体育施設の長期的、継続的な運営基盤を確立し、魅力あるスポーツ事業の展開や、より良いサービスの提供を通じて、スポーツの振興を図るため、県立社会体育施設に愛称を付与する権利を取得するネーミングライツパートナーを募集する。

2 募集対象施設

- ・ 滋賀県立栗東体育館
- ・ 滋賀県立スポーツ会館
- ・ 滋賀県立アイスアリーナ
- ・ 滋賀県立琵琶湖漕艇場
- ・ 滋賀県立ライフル射撃場
- ・ 滋賀県立伊吹運動場
- ・ 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー

3 募集概要

(1) 県が希望するネーミングライツ料(年額：消費税及び地方消費税を含む)

- | | |
|------------------|-------|
| ・ 滋賀県立栗東体育館 | 150万円 |
| ・ 滋賀県立スポーツ会館 | 150万円 |
| ・ 滋賀県立アイスアリーナ | 380万円 |
| ・ 滋賀県立琵琶湖漕艇場 | 40万円 |
| ・ 滋賀県立ライフル射撃場 | 10万円 |
| ・ 滋賀県立伊吹運動場 | 30万円 |
| ・ 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー | 20万円 |

※金額は県が希望する金額であり、この金額未満でも申込み可能

(2) 契約期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)

但し、滋賀県立琵琶湖漕艇場については、

平成28年4月1日～平成31年3月31日(3年間)

(3) ネーミングライツパートナー特典

ネーミングライツパートナーからの申し出により、別途協議の上、決定する。

(4) 愛称の表示

愛称は、施設の入り口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物（パンフレット、ポスター、チラシ等）、施設のホームページ等に表示が可能。

(5) 愛称の普及・定着

県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において、愛称を使用するとともに、施設管理者やメディア、県内市町等に対し、愛称の使用を働きかける。

4 応募資格

各社会体育施設のネーミングパートナーとしてふさわしい法人等で、募集要項で定める応募資格を満たすもの。

5 募集期間

平成27年9月10日～平成27年10月7日

募集期間中に応募がない場合は、その後随時募集する。

6 選定方法および選定基準

別途設置する選定委員会において、応募資格、愛称案、ネーミングライセンス料、経営の安定性、地域貢献等を総合的に審査し、候補者を決定する。

その後、決定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。